

千葉市消費生活審議会

平成28年度第2回基本計画検討部会議事録

- 1 日 時 平成28年11月4日（金） 14時00分～15時30分
- 2 場 所 消費生活センター 3階 研修講義室
- 3 出席者 《委員》
飯森幸弘部会長、石戸光委員、久保桂子委員、大久保雄子委員
小川善之委員、余語一晃委員、谷一暢樹委員、高山玲子委員
（欠席者：河野功委員、山岸彰委員）
《事務局》
角川消費生活センター所長、大八木所長補佐、宮内消費者教育班主査
- 4 議 題 「第3次千葉市消費生活基本計画の策定について」
（1）第3次千葉市消費生活基本計画策定の骨子について（前回会議内容確認）
（2）第3次千葉市消費生活基本計画の個別施策について
- 5 議事の概要
（1）第3次千葉市消費生活基本計画の骨子について、資料1「第3次千葉市消費生活基本計画（案）の骨子」及び資料2「第3次千葉市消費生活基本計画（案）の体系（修正）」に基づき事務局から説明、前回会議内容を確認した。
（2）第3次千葉市消費生活基本計画の個別施策について、資料3「第3次千葉市消費生活基本計画（案）__個別施策一覧」に基づき説明し、骨子に係る事務局案の承認を受けた。
- 6 公開状況
会議は公開（傍聴人は0人）。
- 7 審議会の成立について
委員10人のうち半数以上である8人が出席し、審議会は成立。

議題（1）第3次千葉市消費生活基本計画の骨子について（前回会議内容確認）

（部会長）

それでは、本日の議題であります「第3次千葉市消費生活基本計画の策定について」に移ります。最初に事務局から説明をお願いします。

（事務局）

最初に、前回の部会で了承いただいている骨子について説明します。資料1「第3次千葉市消費生活基本計画（案）の骨子」をご覧ください。第3次千葉市消費生活基本計画は、諮問の際にもお話ししたとおり、既存の第2次千葉市消費生活基本計画と千葉市消費者教育推進計画を統合するものであるため、それぞれがその基礎となります。

先ず統合にあたり、現在の計画を踏襲する部分ですが、「消費者の権利の確立及び自立支援」「安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進」及び「千葉市に関わる全ての消費者が自ら考え行動する自立した消費者に成長すること」の３点を目的として、策定します。また位置づけと、計画期間につきましては、千葉市新基本計画との整合性を考慮した個別計画として、平成２９年度から平成３３年度までの５年間とします。計画の点検・評価・実施状況については、年度当初に実施予定を定め、年度終了後に実施状況を点検・評価し、審議会に報告の上、市民に公表することとします。

続いて、見直しを行う部分ですが、第２次基本計画の策定から５年を経過することから、個別施策について見直しを行います。個別施策については、後程説明させていただきます。

続きまして計画の構成ですが、基本的方向を４つ設定しております。「消費生活の安全・安心の確保」「適正な取引環境の確保」「相談による消費者被害の救済」「自ら考え行動する自立した消費者の育成」を設定し、その下に課題・分類を置きます。なお、基本的方向３について、前回の部会では「消費生活相談による消費者被害の救済」としていましたが、消費生活相談以外の相談業務も含まれる見込みとなりましたので、「相談による消費者被害の救済」と名称を変更しております。

続きまして資料２「第３次千葉市消費生活基本計画（案）の体系（修正）」をご覧ください。資料２は前回の部会でも配布したのですが、前回部会において、左端にある７つの消費者の権利⑥「消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利」と真ん中にある第３次千葉市消費生活基本計画（案）との関係性について、矢印がないという記載漏れを教えていただきましたので、追記したうえで改めてお配りしました。⑥については、基本的方向２「適正な取引環境の確保」と基本的方向４「自ら考え行動する自立した消費者の育成」に関連するものとして、矢印を足しています。

また机上配布しました「各政令市消費者基本計画・消費者教育推進計画の策定状況」も前回部会で配布したのですが、資料の説明を行いませんでしたので、簡単に説明させていただきます。

まず消費者基本計画は国が消費者基本計画を法律に基づき策定し、それに基づいて消費者施策を推進していることから、多くの市町村が策定しております。２０政令市のうち、１４市が基本計画を策定しています。千葉市も策定しております。

また消費者教育推進計画は、平成２４年１２月に施行された消費者教育推進法において、市町村に計画策定が努力義務として課せられております。政令市の策定状況については、努力義務であることと、法施行から４年弱の経過であることから、現在では１２市が策定しています。千葉市は平成２７年度に策定しております。

消費者施策の進め方は、自治体によって様々であり、消費者基本計画・消費者教育推進計画を策定せずに、事業を実施している自治体もあります。

消費者基本計画・消費者教育推進計画を両方策定している政令市は１２市ありますが、消費者基本計画と消費者教育推進計画をまとめて１つの計画としている政令市が６市、消

費者教育推進計画を別に策定している政令市が6市です。現在千葉市は、第2次千葉市消費生活基本計画と千葉市消費者教育推進計画を個別に策定していますが、今回第3次千葉市消費生活基本計画の策定に伴いまして、2つの計画を統合させて1つにします

第3次千葉市消費生活基本計画（案）の骨子の説明は以上となります。

（部会長）

ただいま、事務局より第3次千葉市消費生活基本計画の骨子について、前回の会議を踏まえて、ご指摘をいただいたところについても修正して説明いただきましたが、委員の皆様、ご質問等ございますでしょうか。

（久保委員）

意見というよりも、お礼でございます。事務局から説明があったとおり、今回も配布された資料2ですが、7つの消費者の権利の⑥「消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利」についてご検討頂いたようで、第3次千葉市消費生活基本計画（案）に向けて矢印が2本加わっており、7つの消費者の権利と基本計画の関係がより明確になったと思います。

（部会長）

ほかに質問が無いようなので、続きまして事務局から第3次千葉市消費生活基本計画の個別施策について説明をお願いします。

（事務局）

それでは、個別施策についての説明に移りたいと思います。施策数が全体で140施策と多いため、基本的方向1～3と、基本的方向4に分けて説明し、その都度質問を受けたいと思います。資料3「第3次千葉市消費生活基本計画（案）__個別施策一覧」に基づいて説明します。

最初に基本的方向1「消費生活の安全・安心の確保」について説明します。消費者が消費生活の安定及び向上により安全で安心に暮らせるよう、市場で流通している商品・サービスは安全・安心が確保されなければならないことから、対象となる食品、住まい等に関する施策や関係機関との連携に関する施策について、課題を設定しました。

資料3の1ページ7番の施策をご覧ください。農政課が実施している「千葉市産農産物生産者認証制度」に関するものです。これは、新鮮で安心な千葉市産農産物を生産する生産者を認証することで、市民が一目で「千葉市産」と確認できるようにするものです。生産者と消費者の顔が見える農業の実現を目標としています。また、地産地消の啓発に関する施策については、13ページ基本的方向4の課題2分類1の「食に関する教育の促進」にも位置付けています。

続きまして、3 ページ 1 2 番の消費生活センターの施策について説明します。消費生活用製品安全法と電気用品安全法に関するものです。消費者が安心して商品を使用できるように小売店を訪れ、乳幼児用ベッドやライター、石油ストーブ等、特に安全が求められる商品に関する立ち入り調査を実施するものです。具体的には該当商品にはP S Cマークがついております。このマークがついていない商品については、販売が許されておりませんので、その確認を消費生活センターで実施しております。

次に基本的方向 2 の「適正な取引環境の確保」を説明します。消費者が安全・安心に生活していくために、消費者は商品の購入にあたり、その正確な情報が必要であり、また商品の量目が正確であることが求められます。また、市場に関する働きかけも重要であることから、適正な表示の推進、適正な計量の推進、生活関連商品の調査、安定供給の 3 つの課題を設定しました。

4 ページ 2 1 番の施策をご覧ください。これは計量法に基づくはかりの定期検査に関するもので、消費生活センターの施策です。消費者の購入する商品の量目を計るために事業所に設置されているはかりの定期検査を実施し、適正な計量を推進するものです。

続きまして基本的方向 3 「相談による消費者被害の救済」の施策について説明します。これについては、消費者被害の救済、相談体制の強化、関係機関との連携の 3 つの課題を設定しております。ここでは、主に消費生活相談に関する施策について位置づけをしており、相談業務は、悪質商法等の消費者トラブルに巻き込まれた消費者を救済するためのもので、消費生活センターの主要な業務の一つでもあります。

6 ページ 3 1 番の施策をご覧ください。こちらは、第 3 次基本計画において新規に設定する施策ですが、障害のある方など、来所が困難な相談者に相談の機会を提供するため、F A X や消費生活相談員が自宅に訪問するなどの対応を検討していきます。3 2 番も新規の施策で、相談を希望する方全般に関するものです。仕事などにより、平日・日中に相談することのできない方のために、来所相談や電話相談の機会を広げることを検討します。

続いて、7 ページをご覧ください。3 7 番から 3 9 番まで新たに男女共同参画課の施策を加えています。これは、男女共同参画課が所管する男女共同参画センターの相談業務に関するものです。同センターの相談業務は、男性・女性からの様々な相談を実施しており、専門家や弁護士、精神科医などが対応していますが、その中で消費生活相談、多重債務相談に関連するものがあつた場合は、消費生活センターと連携することとしています。

基本的方向 1 から 3 の施策の説明については、以上となります。

(部会長)

ただいまの事務局説明について、新規事業を中心に説明がありましたが、委員の皆様ご質問・ご意見等がありますでしょうか。

(谷一委員)

いくつか質問がありますが、6ページの27番の施策の内容について、2行目の「苦情相談の内容を分析し、～」と記載されていますが、消費生活センターには、いろいろな相談が入ると思いますが、おそらくこの苦情相談というのはセンター内で分けるときに使われている文言だと思うので、苦情を削除して、相談のみで良いのではないのでしょうか。

同じページの31番・35番について、訪問や三者間通話等の活用による相談の実施ですが、他の消費生活センターでの取り組みを確認したところ、東京都の消費生活総合センターのホームページには、聴覚障害者向けに、タブレット端末の使用及びリアルタイムで字幕を作成するコミュニケーションアプリを使用しての相談の実施が掲載されていました。訪問相談や手話の対応について、現状からどのように発展させようとしていますか。

もう一つ、同じページの32番に消費生活相談の利便性向上のため、相談日及び時間の拡充を図るとあります。これはいいことだとは思いますが、実際に対応する相談員の負担は増大だと思います。施策を実施するにあたって相談員の増員を考えているのか確認させてください。

(事務局)

順番に説明させていただきます。まず27番につきましては、委員のおっしゃるとおりだと思います。施策の内容の文面は第2次基本計画から来ている表現ですが、ご指摘のとおり文面を修正していきます。

31番及び35番につきましては、実際に聴覚障害者等が単身で相談に来所することはまれであり、付添いの方が同行していることが多いのが現状です。私どもセンターでも所有しているタブレット端末や三者間通話等を利用しながら適切に対応していきたいと考えております。

32番につきましては、相談員の増員は難しいかもしれませんが、相談員の勤務時間をずらしたり、電話相談の時間を減らして、来所相談の時間を増やすなど現体制のシフト見直しなどで拡充を図りたいと考えております。

(部会長)

谷一委員はご意見を、事務局は説明いただきありがとうございました。

(事務局)

補足ですが、聴覚障害者の相談について、各区役所に手話通訳者が配置されております。予約来所相談であれば、手話通訳者を手配して対応できますが、予約なしでの来所相談では、筆談等での対応をしています。

(石戸委員)

7ページの37～39番の男女共同参画課所管の新規施策について、コメント程度では

ございますが、文言についてお話しさせていただきます。

消費者施策と離れてしまいますが、海外の方とやりとりしている中で、男女共同参画との表現ですが、私自身考えると悩んでしまうのですが、アメリカでは、性別は多角化してきており、単に男性・女性というだけではなく、70以上に区分されているそうです。例えば、性別を自分は女だと思っているが、実際は男である場合にトイレも自分が選択したほうを使用できる権利や「H e（彼）」か「S h e（彼女）」と呼ばれるのを自分が選ぶ権利などがあり、極端な話ですが、違ったほうで呼ぶとヘイトスピーチと訴えられるとの話も聞いています。男女という表現、例えば、女性が男性として相談したいということが将来発生して、それができないとヘイトだの差別という、将来的なことも想定して文言を考えても良いと思います。

（部会長）

貴重な意見をありがとうございました。事務局は今の意見を頭の隅に残しつつ検討頂ければと思います。他にご意見ございますか。

（久保委員）

3点ほど質問があります。1つ目は、石戸委員の意見と関連しますが、7ページの37番から39番の施策について、女性の悩み、男性の悩みにおける専門相談でそれぞれ施策を掲載しておりますが、L G B Tなど性的少数のこともあり対象者を狭めてしまうのかなと思います。2つの施策について、女性・男性については包括的な表現で1つにまとめたほうがよいのではと考えます。

2点目は、6ページの27番の消費者被害の未然防止・拡大防止です。消費者被害の未然防止は大変重要なことかと存じますが、具体的にはどのようなことを考えていますか。例えば私どもの大学の学生は、賃貸住宅の敷金に関するトラブルが多くあります。アパートに入居する際に写真を撮っておけば、退去するときどのくらい過失があるのかが確認できます。過失があれば、敷金から補てんされるわけですが、過失がない場合は敷金が返還されるはずが、返還されないなど、問題が発生してから消費生活センターに駆け込むのではなく、賃貸契約前に貸す側がきちんと説明する必要があることなどを施策に盛り込むべきではないかと思います。

3点目は、施策全体のことで、計画の点検・評価のための指標ですが、基本的方向1～3の施策については指標が少ないのかなと思います。実施状況を評価する際に、指標が多いほうが評価しやすいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

（事務局）

先ず37番から39番の男女共同参画課の施策ですが、男女共同参画課のホームページにて、それぞれ個別の施策として掲載されております。よって基本計画でもそれに基づい

て個別に掲載しておりますが、包括的な記載方法については、男女共同参画課と相談して検討していきたいと思っております。

次に27番の施策について、例えば相談分析の結果が、高齢者が多い場合は高齢者の消費生活被害の講座を増やしたりして啓発を強めるなどの対策をとることが考えられます。。また事業者向けにつきましても、後ほど説明する基本的方向4の事業者向けの消費者志向経営に関する研修もあることから、そこで拾えるのではないかと考えております。

最後に指標につきまして、基本的方向1～3については、第2次基本計画から引き続き記載しているものも多いため、未記載のものが多くなっております。記載について、施策担当課と検討を継続していますので、次回の審議会である程度報告できると思っておりますが、全ての施策に指標を記載してしまうとわかりづらいこともあるかもしれませんので掲載する施策についても検討したいと考えています。

(部会長)

指標は増やす方向で検討していただければと思います。事務局はよろしくをお願いします。

次に基本的方向の4について、事務局から説明して貰いますが、その後の質疑応答で1～3の質問をしても構いません。では説明をお願いします。

(事務局)

それでは、基本的方向4に関する施策について、いくつかご説明します。

最初に課題1の消費者被害防止のための教育について説明します。消費者被害防止は、消費生活センターが積極的に取り組むべき施策であり、被害の未然防止のため消費者教育に欠かすことができません。8ページ45番の消費生活センターの施策をご覧ください。消費生活センターでは、消費生活講座として、食に関する講座や高齢者を対象としたスマートフォンに関する講座など、様々な講座を実施しています。そういった講座に、最新の悪質商法とその対処法に関する講座を組み合わせることで、効果的に消費者トラブルの啓発を行います。

11ページ58番の消費生活センターの施策をご覧ください。千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワークに関するものです。このネットワークは、高齢者や障害者の被害防止のため、消費生活センターから委員に対して消費者トラブルの情報を提供して、関係機関が連携して被害の防止に努めるものです。庁内関係課の他に、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターや発達障害者支援センター等により構成されています。

次に課題2の自立した消費者になるための教育について説明します。消費者教育は、消費者被害防止に係る教育の他にも、食、情報とメディア、環境等様々な分野が関係しています。

14ページ74番の保健体育課の施策をご覧ください。教育委員会では、保健体育課が担当課として、各学校に食に関する指導の全体計画策定を促し、給食での地産地消メニュー

一の実施や、セレクト給食などを実施します。また地産地消メニューについては、農業協同組合や農政課と連携して実施していきます。

18ページ95番の廃棄物対策課の施策をご覧ください。これは第3次基本計画の新規に掲載する施策です。地域団体等から協力できる団体を募り、食用油の回収によるリサイクルの取り組みを推進するものです。94番の施策についても、小型家電の回収によるリサイクルの取り組みを推進するものとなります。

25ページ121番の消費生活センターの施策をご覧ください。前回開催された部会の意見を踏まえ、学ぶ時間を取ることでできない方に対しての施策を設けました。具体的には、啓発資料及びホームページの充実や、託児付きの講座の開催を検討していきたいと考えています。

続いて課題3の事業者及び事業所への教育を説明します。商品やサービスを提供する事業者も、消費者や従業員に対する消費者教育の担い手として重要であることから、課題として設定しました。

26ページ123番の施策をご覧ください。消費生活センターの施策です。事業者の消費者志向的経営に対する意識が強くなるように、事業者に対して研修を実施します。

続いて課題4の担い手の育成・支援について説明します。消費者教育は範囲が広く、また幼児から高齢者までの世代に応じて推進する必要があることから、行政や事業者の他に既に消費者教育に関連する活動を行っている団体の支援や、新たな団体の育成が消費者教育の推進にとって重要になってきます。

29ページ135番の施策をご覧ください。消費生活センターが実施する、ちばし消費者応援団に関する施策です。ちばし消費者応援団に登録している団体が実施する活動の支援の一環として、消費生活センターにおいて、諸室の貸し出しや啓発について協力をおこなっていきます。

以上、基本的方向1から4まで、140の個別施策をピックアップして説明してきましたが、最後に重点的に進めていく施策について説明します。

重点施策を設定するにあたり、考慮する点が2つございます。

一つ目は、消費生活相談が増加していることです。消費生活センターでは、啓発を続けているところですが、平成27年度も千葉市では約6,500件の消費生活相談を受け付けており、長期的に見ても、全国的にも増加傾向にあります。

二つ目として、消費者教育の推進に関することです。先ほども述べましたが、消費者教育は、範囲が広く、また幼児期以降の多くの消費者を対象としています。消費者教育を進めていくためには、消費生活センターが、消費者の担い手となる地域団体や事業者などと積極的に連携しなければなりません。

以上2点を踏まえますと、本市においては「基本的方向3課題1」「基本的方向4課題1」「基本的方向4課題4」を特に重要な課題と捉え進めていきたいと思います。

以上で第3次千葉市消費生活基本計画（案）の個別施策の説明を終わります。

(部会長)

ただいま、基本的方向4について、前回部会で委員の皆様からご意見いただいたものを生かして記載された施策などを説明いただきましたが、先ほどもお話ししたとおり基本的方向1～3も含めて、質問等ございましたらお願いします。

(谷一委員)

26ページの123番、事業者に対する消費者志向的経営に関する研修の実施を施策として入れていただきありがとうございます。

実は10月24日に消費者庁で「消費者志向経営推進キックオフシンポジウム」が開催されまして、その中で消費者庁は、事業者に対して「消費者志向自主宣言」をするように呼びかけています。消費者庁のホームページを見るとTOPページの右側に専用サイトへの入り口があり、そこを開くと帳票などがでるのですが、事業者の消費者志向経営の取り組みやそのフォローアップを行う活動を募集しております。そこでは、消費者視点のもののづくり、サービスの理念や取組方針を記述し、自主宣言するのですが、実際に事業者が取り組んでいることを報告してもらい、最終的には、それを消費者にとって良い活動として表彰するという流れになっております。123番の施策の内容に戻りますが、「事業者に対し、研修を実施します」となっていますが、研修を実施するだけでは、事業者が研修後にはどうすれば良いのかわからないので、「支援」という言葉を可能であれば加えていただければ、消費者志向経営が推進され、その事業活動が消費者にとって消費生活の安全・安心の確保につながるのではないかと思います。

それから、情報提供ということになるかと思いますが、前回の部会で、エシカル消費、倫理的消費という言葉を入れました。実は消費者庁では、本来は事業者側でも消費者志向経営とエシカル消費は、車の両輪のように動けば、消費者市民社会は実現できると考えていますが、エシカル消費は範囲が広いものですから、消費者庁はこれを1年間かけてまとめていくと聞いております。消費者庁のまとめが済めば、市内事業者に対する消費者教育が進んでいくのではないかと思います。以上が情報提供です。

(部会長)

消費者庁の最新の情報などの提供やご提言をいただきましたが、事務局もそれを踏まえて調整してください。貴重なご意見をありがとうございました。

(久保委員)

9ページ48番の認知症サポーター養成講座につきましては、具体的にどのような形で、消費者教育に関わっているのかイメージしづらいので、それを教えていただければと思います。

それから15ページの78・79番の教育センターの施策であるモラル教育などの情報関連の教育ですが、現在、子どもたちのインターネット関連のトラブルが非常に増えておりますが、その辺りについてこの内容ではもっと具体的に何か出来ないのかなという思いがあるので、もう少し書くことはできないのかなという要望というか質問です。

次に事務局から施策の説明がありました25ページの121番です。「学ぶ時間をとることが困難な成人期の市民等に対し、消費者教育を受ける権利を提供します」とありますが、この表現では何をするのかわからないので、例えば講座をすとか、インターネットを充実させるとか、もう少し具体的に施策を記載されたほうがよろしいのではないかと思います。

(事務局)

48番の認知症サポーター養成講座につきましては、認知症の方が高齢者の消費者トラブルに巻き込まれるケースが見受けられるため、認知症の方を守るための素養として同講座を受講いただき、それを以って消費者被害防止が図られるものと考えており、個別施策として記載しています。

78・79の教育センターの施策について、対象となる子どもたちはモラル以前にそもそもインターネットの使用方法がわからずに、ネット通販のトラブルや個人情報を漏えいしてしまう事件が多発していることから、施策の内容について、このような記載となっておりますが、具体的に示す方法については、教育センターと相談して検討します。

121番について、具体的には託児付き講座の開催などを考えていますが、文面については再度検討したいと思います。

(部会長)

教育センターなど、関係機関と協議して調整してください。

(石戸委員)

基本的方向4課題2の分類2情報とメディアに関する教育の促進」の施策について、15ページに記載されておりますが、私が所属する千葉大学でも、情報セキュリティに関するインシデントといいますか、事案が発生する場合があります。千葉市さんでも、既にインシデントが発生した場合は対策本部を置いてスタッフが対応を指示していると思います。そういったことから情報セキュリティの問題と消費者教育はかなり重なってきていると思います。日本経済においてeラーニングやeコマースのシェアが拡大しているため、相談案件におけるインターネットトラブルが質量共に増加していくことが考えられます。情報とメディアに関する教育は、たまに行う教育から常時行う教育にシフトしていく、情報セキュリティの強化が今後必要だと感じています。

(高山委員)

インターネットに関連する話が出ていますので、小学校の現場にいるものとして現状をお話ししたいと思います。携帯電話・スマートフォンの安全グッズとか高学年向けに毎年授業をしているのですが、保護者の情報セキュリティの認識が安易であり特に小学校の低学年児童だとインターネットの怖さを分らない中、保護者が新しい携帯電話器を購入すると、古い電話器を何のフィルターもかけていない状態で子どもに与えてしまうことが多くあります。もちろん学校でも十分教えていくべきものですが、親子で教育する講座を増やしていただければと思います。各施策に、対象年齢期が成人期、小学生期など記載されていますが、家族ぐるみで行う消費者教育もご検討いただけたらと思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(部会長)

ほかにございますか。

それでは、個別施策についての説明は、ひととおり終わりましたが、計画全体をとおしでご質問等ある方はお願いします。

質問はないようですので、千葉市消費生活基本計画の骨子に係る事務局案を了承することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(部会長)

それでは、当部会としては第3次千葉市消費生活基本計画の骨子に係る事務局案を了承することといたします。

もし、委員の皆様からご了承をいただければ、部会案につきましては、本日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、私と事務局とで再度確認・調整し、確定させていただけたらと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(部会長)

それでは、部会案につきましてはそのような扱いとさせていただき、平成28年度第2回千葉市消費生活審議会に提示させていただきます。

では、次に「その他」といたしまして、事務局から何かありますか。

（角川消費生活センター所長）

今後のスケジュールについて説明させていただきます。来月１２月に平成２８年度第２回千葉市消費生活審議会を開催する予定でございます。

開催のご案内につきましては、後日、日程調整の文書を送付させていただき、早急に開催を決定したいと考えております。

この審議会では、当部会でご検討いただいた部会案をもとに作成した「答申案」を、委員の皆様にご提示させていただき、ご了解いただくことをもって、消費生活審議会としての「答申」として確定し、後日審議会会長より市長へ答申をしていただきます。答申後、パブリックコメントを経て、第３次千葉市消費生活基本計画が確定します。

（部会長）

それでは、これをもって本日の議事は終了させていただきます。円滑な進行につきましてご協力いただきありがとうございました。進行を事務局に戻します。

（事務局）

以上をもちまして、平成２８年度第２回基本計画検討部会を終了いたします。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。